碧南市内で創業をお考えの方へ

創業にかかる費用を最大150万円補助します!

碧南市創業チャレンツ補助金

(創業支援補助金・事業拡大支援補助金)

碧南市では地域を活性化させるため、個人または法人として中小企業を創業する方に対し、 創業費用の一部を補助します(創業支援補助金)。また、創業支援補助金を受けた3年後には、 事業を拡大するための費用の一部を補助します(事業拡大支援補助金)。

補助対象者

- ① 個人事業主として市内に主たる事業所等を開設しようとする方
- ② 市内に本店を置く会社を設立することを予定している方

申請方法

裏面をご覧ください。

★創業を決めた時点で、 まずはご相談ください。

補助対象経費

事業所等 の借入費 法人登記等 に係る費用 事業所等 の改装費

設備費

広報費

補助率•補助限度額

補助金の種類	対象区分	補助率		補助限度額※1
①創業支援 補助金	「次世代成長分野等」を 主たる事業として営む	①の交付申請日時点で 40 歳未満・ 申請者が女性・空き店舗等 ^{※2} を利用	2/3	150万円
		その他	1/2	
	その他	①の交付申請日時点で 40 歳未満・ 申請者が女性・空き店舗等 ^{※2} を利用	2/3	100万円
		その他	1/2	
②事業拡大 支援補助金	「次世代成長分野等」を 主たる事業として営む	①の交付申請日時点で 40 歳未満・ 申請者が女性・空き店舗等※2を利用	2/3	75万円
		その他	1/2	
	その他	①の交付申請日時点で 40 歳未満・ 申請者が女性・空き店舗等 ^{※2} を利用	2/3	50万円
		その他	1/2	

※1:個人事業主として創業する方で、①の交付申請日時点で市外に住所を有する場合、補助限度額はそれぞれ1/2になります。

※1:事業所等の借入費、法人登記等にかかる費用、事業所等の改装費・設備費、広報費のそれぞれにも補助上限額が設定されて おり、30万円、10万円、100万円、30万円です。

※2:空き店舗等とは:創業支援補助金の事業認定日前3ヶ月以上利用されていない建物のことです。

お問い合わせ 碧南市 経済環境部 商工課 企業応援係

〒447-8601 碧南市松本町 28 番地 TEL **0566-95-9895**(直通) http://www.hekinan-companysupport.jp

へきなん企業応援 NAVI

Q

■ 補助金の種類

- ①創業支援補助金…市内で創業する方に対し、創業に かかる経費の一部を補助します。
- ②事業拡大支援補助金・・・創業支援補助金の交付を受けた方に対し、創業支援補助金の認定を受けた日から 3年後4年以内に事業の拡大のためにかかった経費の一部を補助します。

■ 補助対象者

現在、事業を営んでいない方で、「個人事業主として市内に主たる事業所等を開設しようとする方」または「市内に本店を置く会社を設立しようとする方」。ただし、次の要件を全て満たす必要があります。

- ・中小企業基本法に規定する中小企業者として創業すること。
- みなし大企業でないこと。
- ・風営法の許可または届出を要する事業、事業を承継して行う事業、フランチャイズまたはそれに類する事業、通信販売のみを行う事業、愛知県信用保証協会の信用保証除外業種に該当する事業を行わないこと。
- ・許認可が必要な業種の場合、当該許認可を取得している、または創業までに取得する見込みがあること。
- ・碧南商工会議所の会員である、または会員になる予定 であること。
- 市税を完納していること。
- ・碧南市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団でないこと、または同条第2号に規定する暴力団員が役員ではないこと、もしくは暴力団と密接な関係がないこと。

■ 補助対象経費

- ①事業所等の借入費…事業の実施に必要な事業所等 (事務所、店舗、工場など)の賃借料(住居等と兼用する 場合は事業所等にかかる賃借料のみ。また、敷金・礼 金・駐車場費・光熱水費・共益費等、火災保険料・地震 保険料等、補助対象者(会社にあっては役員)の三親 等内の親族が所有する事業所等借入費は除く)
- ②法人登記等にかかる費用・・・法人設立にかかる定款 認証料・登録免許税、商号登記にかかる登録免許税、 創業または法人設立にかかる司法書士・行政書士等 への報酬および実費
- ③事業所等の改装費…事業の実施に必要な事業所等の改装費用(住居等と兼用する場合は事業所等にかかる改装費のみ)
- ④設備費…事業の実施に必要な機械装置・工具・器具・

- 備品の購入費用(車両購入費、3万円未満の備品購入費は除く)
- ⑤広報費・・・販路開拓にかかる広告宣伝費用、パンフレット印刷費用、ダイレクトメールの郵送料(切手の購入を目的とする費用は除く)
- ※①は、賃貸借契約を締結した日の属する月から起算して6月以内のものに限る。
- ※②~⑤は、事業認定日から6月以内に支払ったものに 限る。

■ 事業認定申請に必要な提出書類

- ・ 創業チャレンジ事業計画書
- ・創業チャレンジ事業予算書
- ・予算書の金額を証明する見積書等の写し
- ・市税完納証明書(発行から30日以内のもの)

■ 創業支援補助金 申請から交付までの流れ

(事業拡大支援補助金も同様です)

- ①登記や契約などをする前に、まずはご相談ください!
- ②事業認定申請書の提出
- ③事業認定通知書
- 4)事業着手
- ⑤(相談、変更認定申請書の提出)
- ⑥(変更認定通知)
- ⑦事業所等の開設届の提出
- ⑧認定日から1年以内に交付申請書と実績報告書の提出
- ⑨交付決定通知書、額の確定通知書

10請求書の提出

⑪補助金交付

カッコ内の手続きは必要に応じて行ってください。

は申請者、「□□」は市側が行う手続きです。

■ 注意事項

- ・同じ補助対象経費を補助対象とする国、県、市その他 の機関からの補助金との併用はできません。
- ・事業所等を開設した日から5年を経過するまで、事業年度ごとに事業計画進捗報告書を提出してもらいます。
- ・事業所等を開設した日から3年以内に廃業した場合、補助金の一部または全部の返還を求めることがあります。